

# 知的財産侵害物品差止申立制度とは

## 差止申立制度とは

知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は不正競争防止法（以下、不競法）によって保護される利益に係る権利を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されるおそれがある場合に、税関に対し、当該貨物の輸出入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てる制度です。権利者の差止申立てにより、税関では、知的財産侵害物品に対し、より効果的かつ効率的な水際取締りを行うことができます。

《関税法第 69 条の 4・第 69 条の 13、関税法施行令施行令第 62 条の 3・第 62 条の 17》

## 認定手続とは

知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。「認定手続」の結果、侵害物品であると認定された貨物は、税関による没収の対象となり、その輸出入が差し止められます。

《関税法第 69 条の 3・第 69 条の 12、関税法施行令施行令第 62 条の 2・第 62 条の 16》

## 税関での取締りについて

知的財産侵害物品は、関税法で輸出又は輸入できない貨物と定められており、これらの貨物を輸出入しようとした者には、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が課され、又はこれらが同時に課されることがあります。

《関税法第 69 条の 2・第 69 条の 11・第 108 条の 4・第 109 条》

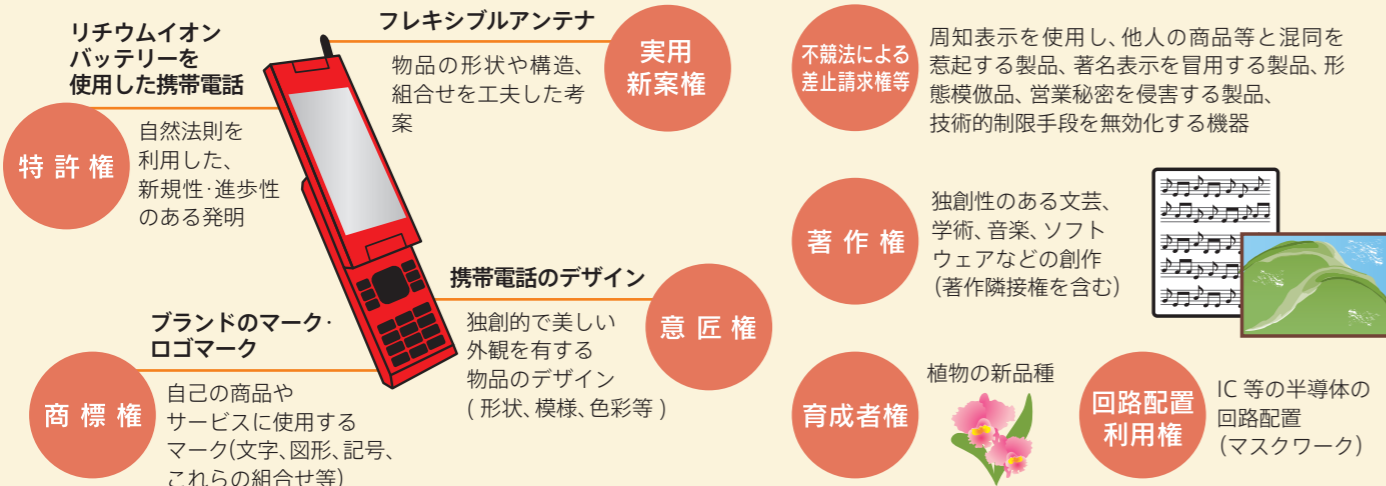
詳しくは  
ホームページを  
ご覧ください

税関の知的財産侵害物品の  
取締りホームページ

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>



## 主な知的財産



# 税関の差止申立制度について 知ってもらいたいこと



## 権利者から提供された情報を活用しています！

- 差止申立制度は、知的財産侵害物品が輸出又は輸入されることを差し止めるよう、権利者が税関に対して申し立てる制度です。
- 差止申立制度では、権利者から、権利が有効であることを示す資料、侵害の事実を疎明するための資料、真正品と侵害品とを区別するための資料、その他取締りに有用な情報を提出していただいています。
- 税関は、提出された情報を活用し、知的財産侵害物品の効果的かつ効率的な取締りに努めます。



## 税関の手続は、簡易で迅速です！

手数料なし

手続き簡単

素早い結論

- 差止申立ては、受付から通常約1ヶ月で、受理等を決定します。
- 商標権・著作権・著作隣接権・育成者権・不正競争防止法（営業秘密侵害品を除く）の輸入差止申立てに基づく認定手続の場合、簡素な認定手続の対象になります。
- 差止申立書は、全国9つの税関のうち、いずれか1つの税関の知的財産調査官に提出していただきます。申立てが受理された後には、全国の税関で差止申立てに基づく取締りが行われます。



## 特許権等の専門性が高い分野でも、実績を上げています！

- 特許権の侵害事案等、高い専門性が求められる分野においても、税関では、特許庁等の関係省庁との連携や、学識経験を有する者に意見を求める専門委員意見照会制度を活用し、適正な判断がなされるよう努めています。

